



# 文化財の取扱いについて

埋蔵文化財とは、地下などに埋もれて、通常目にふれない状態にある文化財をいいます。埋蔵文化財には、大きく分けて集落跡・貝塚・古墳・古窯跡、寺院跡などの遺跡と、土器、石器、木器、金属器などの遺物とがあります。これらが地下に包蔵された土地のことを埋蔵文化財包蔵地といいます。これらの場所で土木工事等の開発行為を行う際には、文化財保護法により、あらかじめ届出等をすることが義務づけられています。また、どうしても遺跡の破壊が避けられない場合には、事前に発掘調査を実施することとされています。

## 開発事業における埋蔵文化財の事務取扱フロー

